

万引き防止対策の模範

◇モデル店舗、4店を初認定（認定証交付）

東京万引き防止官民合同会議



万引きに関する総合的な対策を推進するため、警察、自治体、関係業界・団体でつくる「第6回東京万引き防止官民合同会議」が先に警視庁で開催され、万引きさせない店づくりの一環として、挨拶・声かけなど店員の防犯意識をはじめ、防犯カメラ・防犯ミラーなどによる死角のなきにくい店内づくり、更には警察への届け出状況といったソフト面・ハード面や地域の絆づくりにおいて模範店となる「モデル店舗」として、『サンクス池上3丁目店』、『リプロ池袋本店・西部池袋本店書籍館・別館』（写真①②③）、『東急モールズデベロップメント・SHIBUYA A109』、『マルイ・中

野マルイ』、以上4店が初めて認定され、共同議長交付として、方清・日本小売業協会会長、河合潔・警視庁生活安全部長から認定証がそれぞれに授与（写真④）された。

認定証交付後、高橋清孝・警視庁副総監（写真⑤）は「警視庁では現在、犯罪の起きにくい社会づくりを実現するため、官民一体となった活動による地域社会の再生、規範意識の向上を図るべく、各種取り組みを実施しており、その結果、都内の犯罪認知件数は平成14年の約30万件をピークにその後9年連続で減少し、昨年は約18万6000件となった。一方、万引きの認知件数は平成21年11月から全件届出を



お願いしたこともあり、平成22年には2万9299件に達したが、平成21年12月に本合同会議を設置し、官民が一体となってキャンペーンによる規範意識の向上や万引き被害全件届出、万引きをさせない店づくりなど各種取り組みを推進してきた結果、昨年は1万9079件、前年比1850件、約8.8%減少し、また、本年5月末現在も7865件と引き続き減少傾向にある。しかしながら、

全刑法犯に占める万引きの割合は11.6%を占めるなど依然と高く、今後も状況を見据えながら手を緩めることなく、対策を推進していく必要がある。先ほどモデル店舗の認定証交付をさせていただいたが、万引き防止対策の模範となる店舗を「モデル店舗」に認定し、執行・啓発することで業界等の意識向上を図りたい。また、地域毎に設置されている万引き防止連絡会は5月末現在、225連絡会（会員数約4万2000人）あり、今後も地域毎で積極的な万引き防止対策を推進して頂きたい。



万引き防止対策は、単に万引きを防止するに留まらず、規範意識の向上を通じて街頭犯罪や少年非行、その他の犯罪の防止に繋がるものであり、今後も皆様と連携し、「万引きは犯罪である」というメッセージを繰り返し発信していくと共に各種対策を積極的に継続的に推進し、万引き防止を図っていく所存であり、引き続き、御支援、御協力をお願いしたい」と挨拶した。



なお、モデル店舗には約40店舗の申請があり、認定委員会が審査した結果、今回の4店が認定された。

（関連記事2面に掲載）